

船舶事故調査報告書

平成29年6月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	遊泳者負傷
発生日時	平成28年8月9日 16時35分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市小網代湾 <small>こあじろ</small> <small>もろいそ</small> 諸磯埼堤灯台から真方位043° 1,220m付近 （概位 北緯35°09.8′ 東経139°37.0′）
事故の概要	水上オートバイフルキャストは、航行中、水中スクータの遊泳者に接触し、遊泳者が負傷した。
事故調査の経過	平成28年8月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ フルキャスト、0.2トン 235-52121 神奈川、株式会社アプラウド 3.02m (Lr) × 1.12m × 0.45m、FRP ガソリン機関、132.4kW、平成27年8月
乗組員等に関する情報	船長 男性 44歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成21年8月14日 免許証交付日 平成26年9月9日 （平成31年9月8日まで有効） 遊泳者 女性 39歳
死傷者等	重傷 1人（遊泳者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成28年8月9日16時30分ごろ、小網代湾で錨泊していたプレジャーボート（以下「本件錨泊船」という。）の左舷側に横付けしていた別のプレジャーボート（以下「本件母船」という。）を出発した。 船長は、本船の性能を把握する目的で、本件母船の船尾方から本件錨泊船の船首方に向け、約30km/hの速力で航行中、本件錨泊船の右舷船尾方近くに「水中スクータを運転している遊泳者」（以下「本件

	<p>遊泳者」という。)を、また、本件錨泊船の右舷船首方近くに7～8人が遊泳しているのを認めた。</p> <p>船長は、本件錨泊船の船首方約50mまで航行した後、旋回して本件錨泊船の右舷船尾方に近づいたので約10～20km/hの速力として進行中、本件錨泊船の右舷船尾方約10mのところで、16時35分ごろ、船体に衝撃を受けた。</p> <p>船長は、スロットルレバーを放して後方を確認し、本件遊泳者が負傷してうつ伏せ状態となっていることを認め、本船が本件遊泳者に接触したことを知った。</p> <p>本件遊泳者は、水着で水中めがね等の機材を装着せずに潜水中、水面上に障害物が見当たらず、プロペラの回転音等もなかったため、水面に向けて浮上した際、衝撃を感じた。</p> <p>船長は、本件遊泳者の負傷状況を確認し、本件母船に引き上げ、近くのマリナーに搬送した。</p> <p>本件遊泳者は、救急車により病院に搬送され、外傷性くも膜下出血等と診断されて16日間の入院治療を要した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、船首方に水中スクータが見当たらなかったため、水中スクータが本件母船か本件錨泊船に揚収されたのではないかと思いながら航行していた。</p> <p>本件母船及び本件錨泊船には、それぞれに水上オートバイ及び水中スクータが1台ずつ搭載されていた。</p> <p>本件遊泳者の運転していた水中スクータは、全長約1.3m、幅約0.5m、高さ約0.4mで黄色に塗色され、性能表によれば、潜水深度40m、水面を12km/hの速力で航行できる。(図1参照)</p> <div data-bbox="769 1413 1120 1525" data-label="Image"> </div> <p>図1 水中スクータ図</p> <p>船長は、本船を操縦する前に本件遊泳者から水中スクータの運転方法を教えてもらい、数分間運転した。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、小網代湾において、本件錨泊船の右舷船尾方に近づいたので減速して進行中、浮上中の本件遊泳者に接触して本件遊泳者が負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、浮上中の本件遊泳者に気付くことができなかったものと考え</p>

	<p>えられる。</p> <p>本件遊泳者は、浮上中、本船に気付くことができなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、小網代湾において、本船が、本件錨泊船の右舷船尾方に近づいたので減速して進行中、浮上中の本件遊泳者に接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水上オートバイの遊走海域と本件遊泳者の海域は区分けすること。

付図1 事故発生場所概略図

